

議案第99号

つくば市大規模事業評価委員会条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年9月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市大規模事業評価委員会条例

(設置)

第1条 市が行う大規模な施設整備事業（以下「大規模事業」という。）の評価に関し調査審議するため、大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、大規模事業の評価に関する事項について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、第2条の所掌事務について必要な知識及び経験を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後初めての会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を求め、又は当該者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策イノベーション部において処理する。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。